

第1 東三河地域の高齢者の現状と将来見込

1 高齢者人口と要介護等認定者数

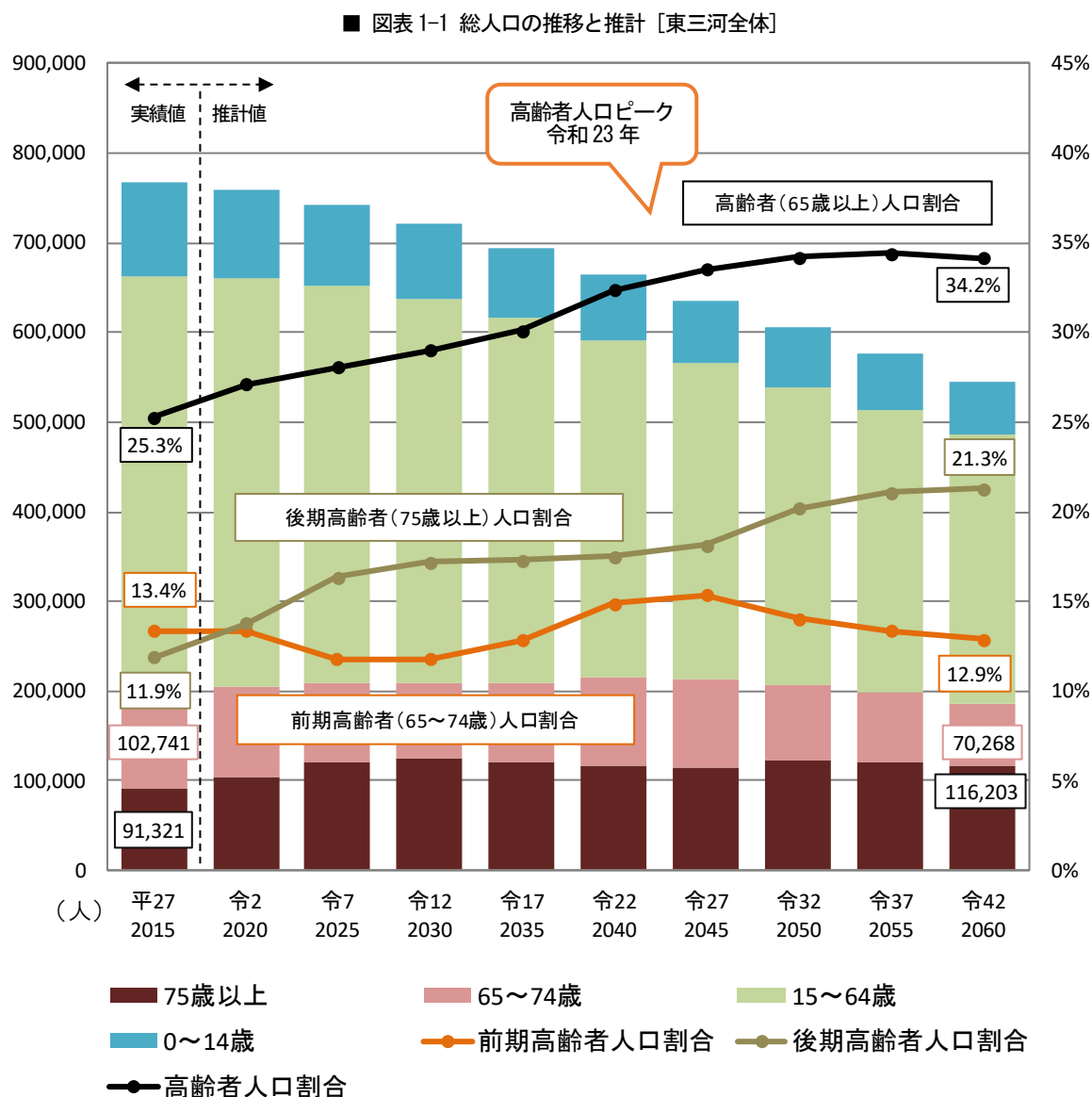
(1) 高齢者人口の推移と推計

ア 高齢者人口は令和23(2041)年まで増加

東三河地域の総人口が減少過程の中、65歳以上の高齢者人口は、いわゆる「団塊の世代」が75歳以上となる令和7(2025)年以降も増加傾向が続き、令和23(2041)年に21万5,382人とピークを迎え、その後は減少に転じると推計されます。

イ 進展する東三河の高齢化率(令和25(2043)年には3人に1人が高齢者)

高齢化率(総人口に占める65歳以上の高齢者人口の割合)は、令和36(2054)年まで増加傾向にあると推計されます。高齢者人口は令和23(2041)年以降は減少傾向となりますが、若年人口の減少の方が大きく、令和23(2041)年以降も高齢化率が進展する見込みです。



※令和元年10月1日現在を基準日として、平成27年～令和元年の住民基本台帳(外国人を含む)人口を使用し、男女別×年齢1歳別にコーホート要因法により推計

(2) 圏域別の高齢化率と高齢者人口の推移と推計

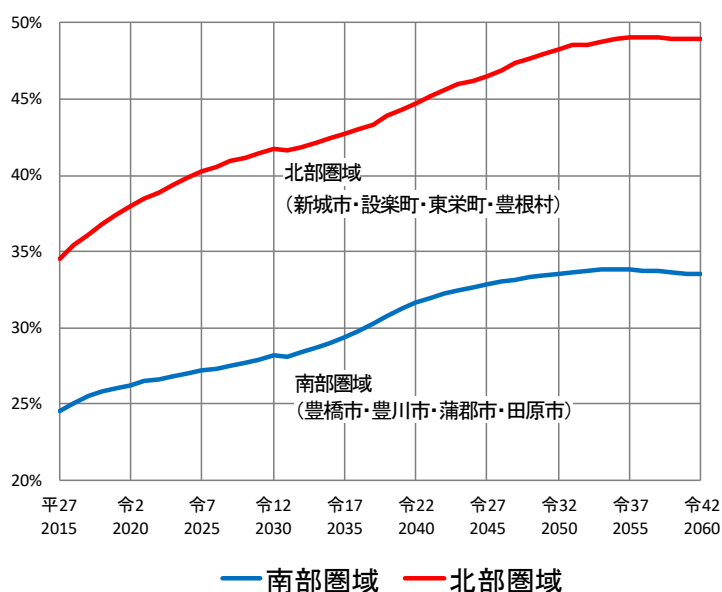
ア 北部圏域の高齢化率は南部圏域より 10 ポイント以上高い

高齢化率や高齢者人口に着目すると、南部圏域（豊橋市、豊川市、蒲郡市、田原市）と北部圏域（新城市、設楽町、東栄町、豊根村）では、その値に大きな差が出ると見込まれます。

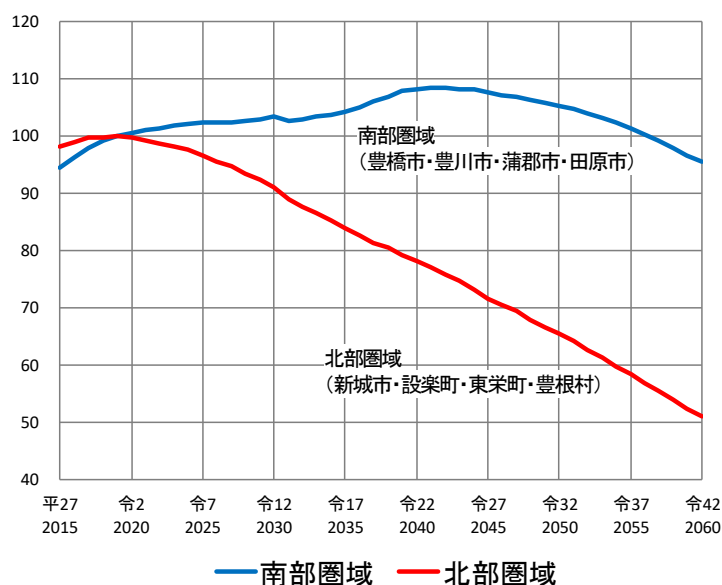
イ 南北圏域ともに高齢化率は令和 37（2055）年頃まで進展

北部圏域においては、高齢者人口は急激に減少していくものの、高齢化率は進展を続け、令和 36（2054）年には、約半数が 65 歳以上になると見込まれます。

■ 図表 1-2 高齢化率の推移と推計〔東三河 2 区分〕



■ 図表 1-3 令和元年度を 100 とした場合の高齢者人口の推移と推計〔東三河 2 区分〕



※令和元年 10 月 1 日現在を基準日として、平成 27 年～令和元年の住民基本台帳（外国人を含む）人口を使用し、男女別×年齢 1 歳別にコーホート要因法により推計

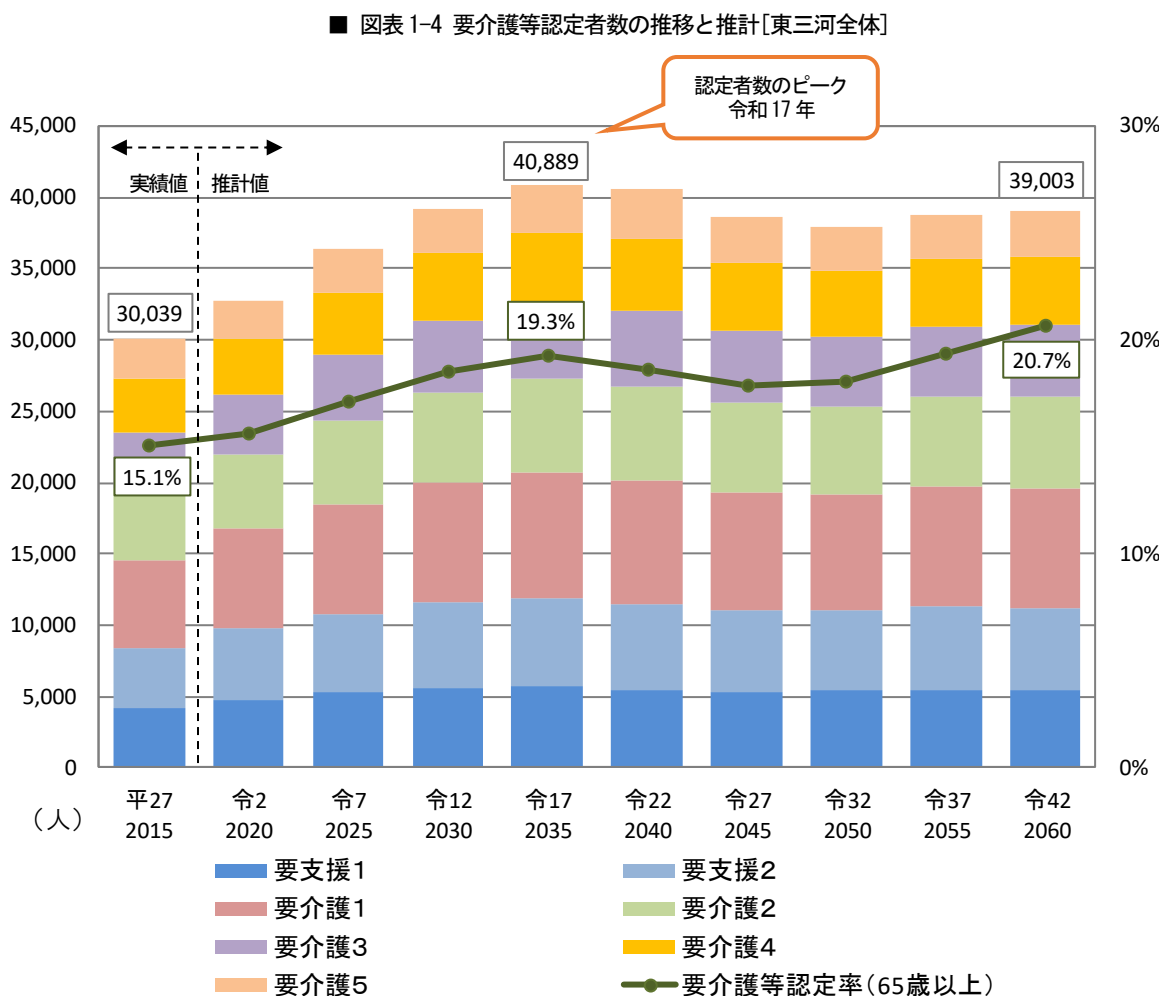
(3) 要介護等認定者数の推移と推計

ア 4万人前後を推移する要介護等認定者

要介護等認定者数は、今後当面増加し続け、ピークの令和17(2035)年には4万889人になることが見込まれます。令和17(2035)年以後要介護等認定者数は減少する見込みですが、令和33(2051)年を境に再び増加に転じることが見込まれます。

イ 要介護等認定率は後期高齢者(特に85歳以上)の増加に準じて上昇

要介護等認定率は、当面は増加傾向で推移しますが、令和16(2034)年を境に一旦減少に転じ、その後令和29(2047)年から増加する見込みです。



※令和元年10月1日現在の男女別×年齢5歳階級別の人口及び令和元年9月30日現在の要支援・要介護認定者数を基準として推計

(4) 圏域別の要介護等認定率と認定者数の推移と推計

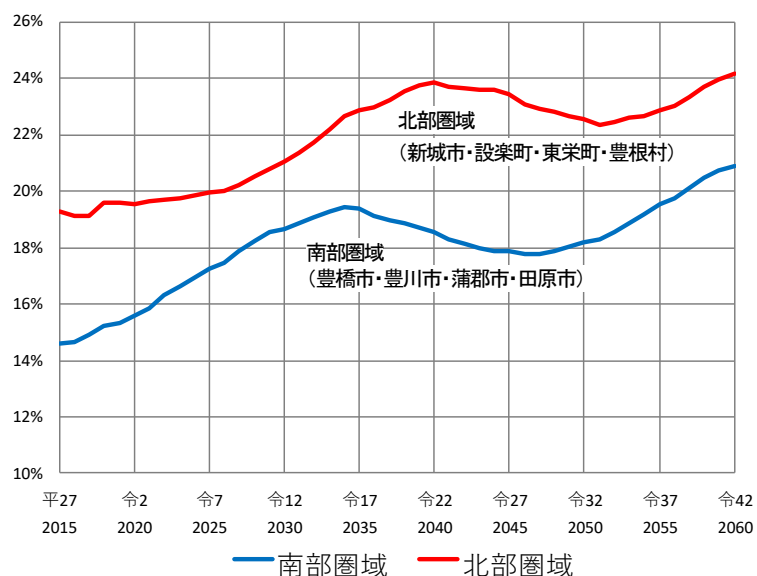
ア 北部圏域の要介護等認定率は南部圏域より5ポイント前後高い

南部圏域と北部圏域の要介護等認定率に着目すると、南部圏域と北部圏域は、ピークとなる年が異なるなど、その値に差が出る見込みです。

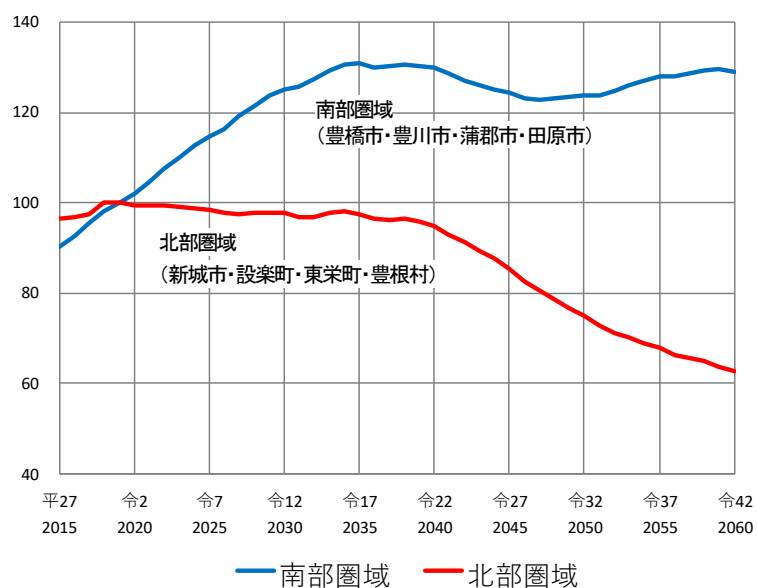
イ 増加傾向にある南部圏域の要介護等認定者

北部圏域の認定者数は、今後減少していくと見込まれます。南部圏域においては、要介護等認定者数は急速に増加が見込まれ、令和17（2035）年頃にピークを迎える見込まれます。

■ 図表 1-5 要介護等認定率（第1号被保険者）の推移と推計〔東三河2区分〕



■ 図表 1-6 令和元年度を100とした場合の要介護等認定者数の推移と推計〔東三河2区分〕



※令和元年10月1日現在の男女別×年齢5歳階級別の人口及び令和元年9月30日現在の要支援・要介護認定者数を基準として推計

(5) 各歳別の要介護等認定率

ア 加齢とともに認定率は上昇

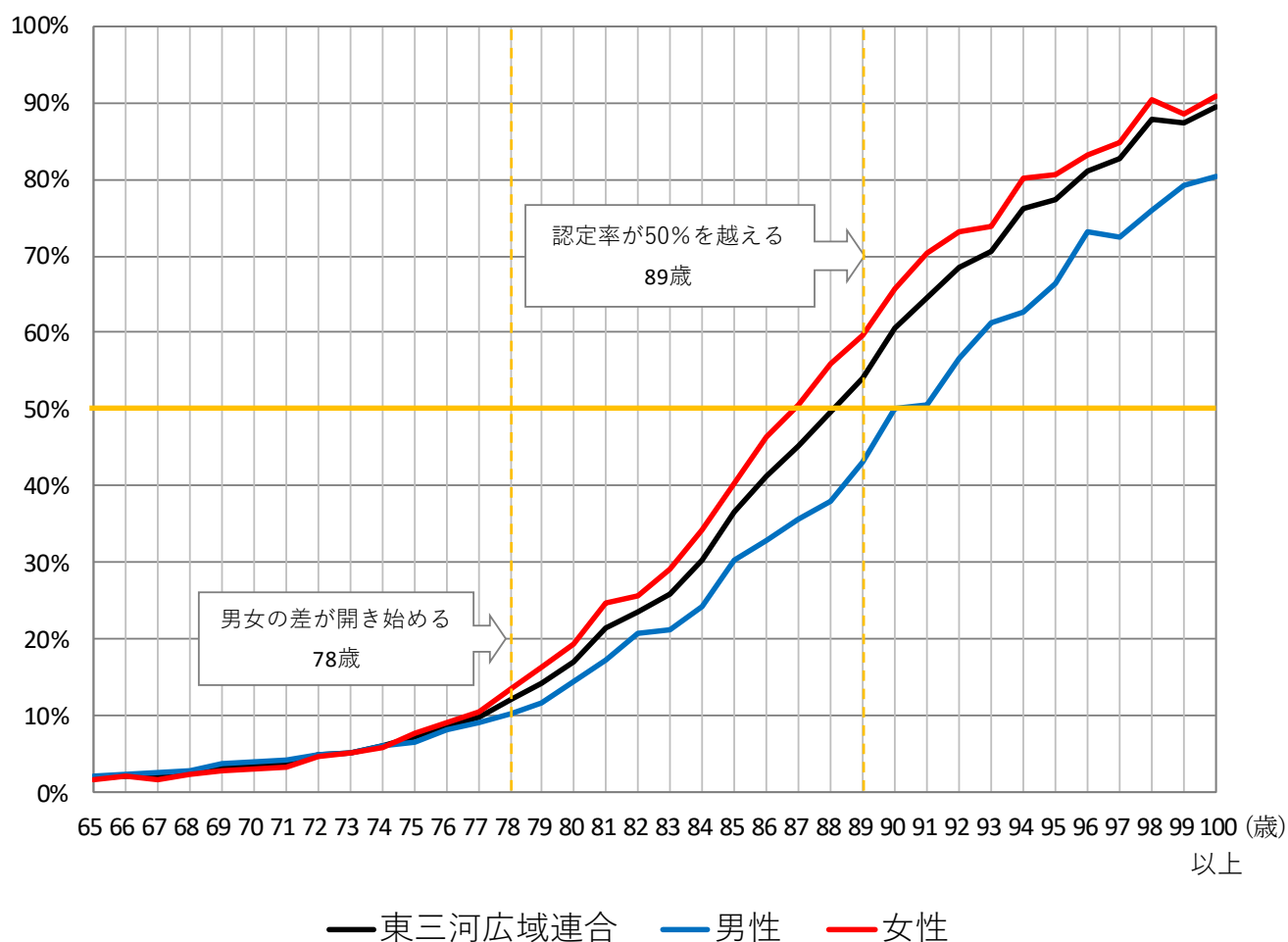
65 歳以上の要介護等認定率は 15.8%、75 歳以上の認定率は 27.8%、85 歳以上の認定率は 54.4% と、年齢が高くなるにつれ、認定率も上昇します。

イ 認定率が 50%を超える年齢は 89 歳

東三河地域では、各歳別の認定率は 78 歳から男女で差が開き始め、その後認定率は上昇し続け、89 歳になると過半数が認定を受けている状況です。男女別では、男性が 90 歳、女性が 87 歳になると過半数が認定を受けており、男女で年齢に大きな差があります。

また、圏域別に過半数が認定を受ける年齢を確認したところ、男女別の状況や年齢等に東三河全体の結果と大きな違いは見られませんでした。

■ 図表 1-7 各歳別の要介護等認定率[東三河全体]



※令和元年9月30日現在の要介護等認定者データに基づき集計

(6) 構成市町村別の状況

ア 高齢者人口は5市では増加傾向、3町村では減少傾向

東三河全体の総人口は減少傾向、高齢者人口は増加傾向にあります。一方で、市町村ごとの高齢者人口に着目すると、5市では増加傾向にあり、3町村では減少傾向にあります。また、5市では75歳以上高齢者人口の増加傾向が顕著となっています。

イ 高齢化率は5市では30%前後、3町村では50%前後を推移

東三河全体の高齢化率は増加傾向にあり、5市では25.6%～35.8%、3町村では49.1%～50.1%となっています。令和2年10月1日時点では、東三河全体の高齢化率は27.2%となっており、全国平均の28.8%（総務省：令和3年版高齢社会白書）より低く、県平均の25.2%（愛知県：第8期愛知県高齢者福祉保健医療計画）より高くなっています。

■ 図表 1-8 総人口[構成市町村別]

	豊橋市	豊川市	蒲郡市	新城市	田原市	設楽町	東栄町	豊根村	合計
R2年10月	375,552人	186,780人	79,762人	45,439人	61,077人	4,643人	3,068人	1,066人	757,387人
R1年10月	377,298人	186,689人	80,367人	46,175人	62,026人	4,752人	3,161人	1,097人	761,565人
対前年	▲1,746人	+91人	▲605人	▲736人	▲949人	▲109人	▲93人	▲31人	▲4,178人

※東三河広域連合調べ(市町村内訳は住基情報)

■ 図表 1-9 65歳以上高齢者人口（第1号被保険者数）[構成市町村別]

	豊橋市	豊川市	蒲郡市	新城市	田原市	設楽町	東栄町	豊根村	合計
R2年10月	96,208人	48,413人	23,525人	16,263人	17,171人	2,325人	1,508人	523人	205,936人
R1年10月	95,221人	47,974人	23,477人	16,184人	16,975人	2,354人	1,553人	528人	204,271人
対前年	+987人	+439人	+48人	+79人	+196人	▲29人	▲45人	▲5人	+1,665人

※厚生労働省介護保険事業状況報告月報(9月30日現在のため、10月1日時点とみなす(以下同じ)) (市町村内訳は概数)

■ 図表 1-10 75歳以上高齢者人口（第1号被保険者数）[構成市町村別]

	豊橋市	豊川市	蒲郡市	新城市	田原市	設楽町	東栄町	豊根村	合計
R2年10月	47,904人	24,439人	12,724人	8,489人	8,654人	1,424人	915人	307人	104,856人
R1年10月	46,954人	23,871人	12,567人	8,445人	8,574人	1,462人	955人	329人	103,158人
対前年比	+950人	+568人	+157人	+44人	+80人	▲38人	▲40人	▲22人	+1,698人

※厚生労働省介護保険事業状況報告月報(市町村内訳は概数)

■ 図表 1-11 高齢化率（総人口に占める第1号被保険者数）[構成市町村別]

	豊橋市	豊川市	蒲郡市	新城市	田原市	設楽町	東栄町	豊根村	合計
R2年10月	25.6%	25.9%	29.5%	35.8%	28.1%	50.1%	49.2%	49.1%	27.2%
R1年10月	25.2%	25.7%	29.2%	35.0%	27.4%	49.5%	49.1%	48.1%	26.8%
対前年	+0.4	+0.2	+0.3	+0.8	+0.7	+0.6	+0.1	+1.0	+0.4

ウ 要介護等認定者数は8市町村ともに軽度者が増加傾向

東三河全体の要介護等認定者数は微増傾向ですが、市町村別の内訳に着目すると、要支援1・2や要介護1の比較的軽度な方は増加傾向にあり、要介護2～5の方の減少傾向が顕著となっています。また、図表1-14のとおり、令和2年10月1日時点の介護度別の割合を比較したところ、東三河全体の割合は、要支援1・2と要介護1でおおよそ半数（53.0%）を占めており、全国平均の48.3%や県平均の49.6%（厚生労働省：介護保険事業状況報告月報）より高くなっています。

■ 図表1-12 要介護等認定者数（第2号被保険者を除く）〔構成市町村別〕

R2年10月	豊橋市	豊川市	蒲郡市	新城市	田原市	設楽町	東栄町	豊根村	合計
要支援1	2,506人	897人	636人	463人	230人	98人	44人	21人	4,895人
要支援2	2,250人	1,123人	552人	490人	416人	77人	50人	13人	4,971人
要介護1	3,040人	1,729人	900人	615人	465人	106人	60人	25人	6,940人
要介護2	2,091人	1,150人	530人	458人	445人	93人	33人	19人	4,819人
要介護3	1,636人	988人	474人	337人	301人	72人	64人	23人	3,895人
要介護4	1,603人	941人	388人	352人	334人	63人	47人	9人	3,737人
要介護5	1,070人	623人	247人	216人	242人	51人	24人	9人	2,482人
総数	14,196人	7,451人	3,727人	2,931人	2,433人	560人	322人	119人	31,739人
対前年	+69人	+60人	+59人	+9人	+13人	+12人	▲9人	▲7人	+206人

※厚生労働省介護保険事業状況報告月報（市町村内訳は概数）

R1年10月	豊橋市	豊川市	蒲郡市	新城市	田原市	設楽町	東栄町	豊根村	合計
総数	14,127人	7,391人	3,668人	2,922人	2,420人	548人	331人	126人	31,533人

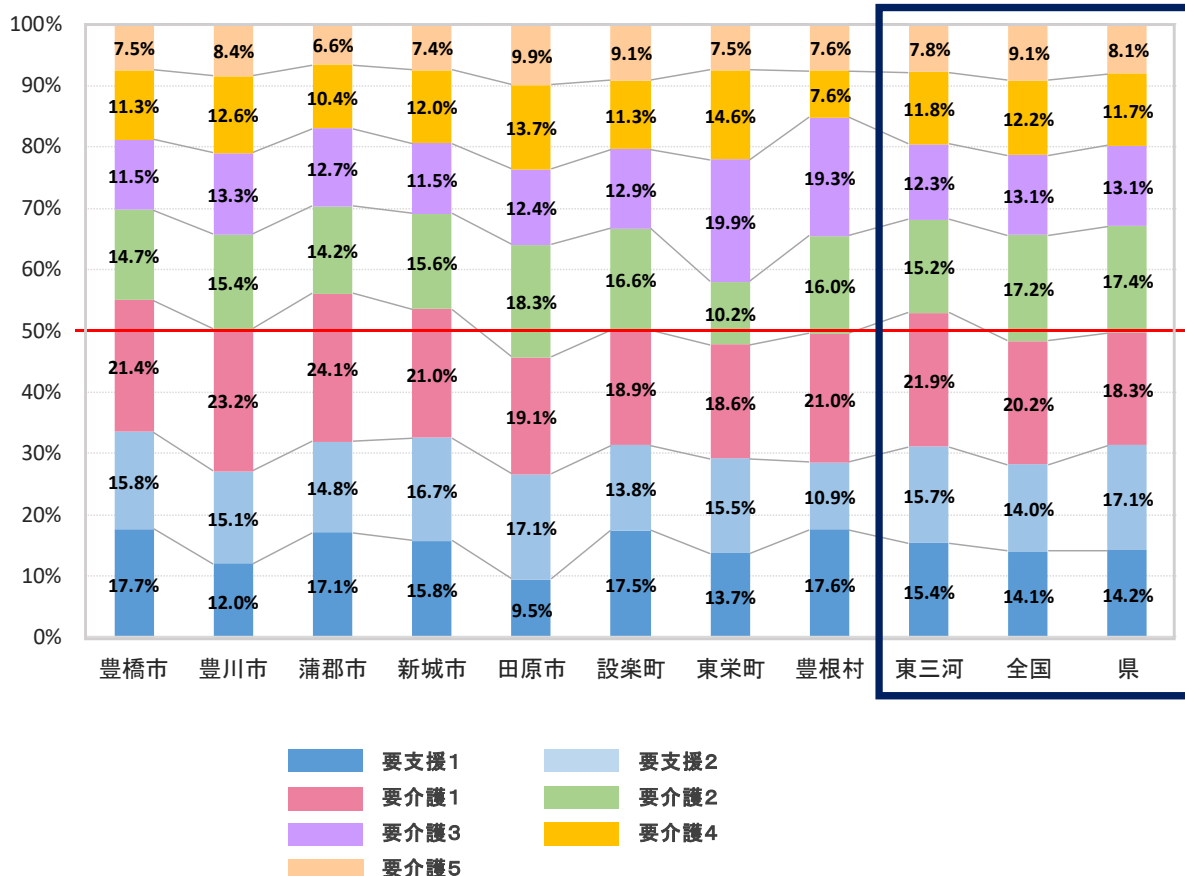
※厚生労働省介護保険事業状況報告月報（市町村内訳は概数）

■ 図表1-13 要介護等認定者数（第2号被保険者を除く）の介護度別前年比〔構成市町村別〕

R1→R2	豊橋市	豊川市	蒲郡市	新城市	田原市	設楽町	東栄町	豊根村	計
要支援1	+81人	+86人	+69人	+53人	+3人	+11人	+5人	+3人	+311人
要支援2	▲13人	+135人	+5人	▲6人	+2人	+14人	+18人	▲3人	+152人
要介護1	+183人	▲15人	+61人	▲21人	+6人	▲6人	▲4人	+6人	+210人
要介護2	▲31人	▲145人	▲60人	+1人	+39人	▲4人	▲15人	▲6人	▲221人
要介護3	▲76人	▲23人	+22人	▲8人	▲17人	+7人	+6人	+2人	▲87人
要介護4	▲15人	+20人	▲40人	+4人	+7人	+0人	▲18人	▲7人	▲49人
要介護5	▲60人	+2人	+2人	▲14人	▲27人	▲10人	▲1人	▲2人	▲110人
総数	+69人	+60人	+59人	+9人	+13人	+12人	▲9人	▲7人	+206人

※東三河広域連合調べ

■ 図表 1-14 要介護等認定者数（第2号被保険者を除く）の介護度別割合[構成市町村別]



※厚生労働省介護保険事業状況報告月報（市町村内訳は概数）

エ 要介護等認定率は2町村を除いて横ばいの状況

東三河全体の要介護等認定者率は横ばい傾向ですが、2町村（設楽町及び豊根村）は対前年で大きく増減しています。また、令和2年10月1日時点の要介護等認定率は、東三河全体は15.4%となっており、全国平均の18.6%や県平均の16.8%（厚生労働省：介護保険事業状況報告）より低くなっています。

■ 図表 1-15 要介護等認定率（第2号被保険者を除く）[構成市町村別]

	豊橋市	豊川市	蒲郡市	新城市	田原市	設楽町	東栄町	豊根村	合計
R2年10月	14.8%	15.4%	15.8%	18.0%	14.2%	24.1%	21.4%	22.8%	15.4%
R1年10月	14.8%	15.4%	15.6%	18.1%	14.3%	23.3%	21.3%	23.9%	15.4%
対前年	+0.0	+0.0	+0.2	▲0.1	▲0.1	+0.8	+0.1	▲1.1	+0.0

※厚生労働省介護保険事業状況報告月報（市町村内訳は概数）

	全国	県
R2年10月	18.6%	16.8%
R1年10月	18.5%	16.6%
対前年比	+0.1	+0.2

※厚生労働省介護保険事業状況報告月報

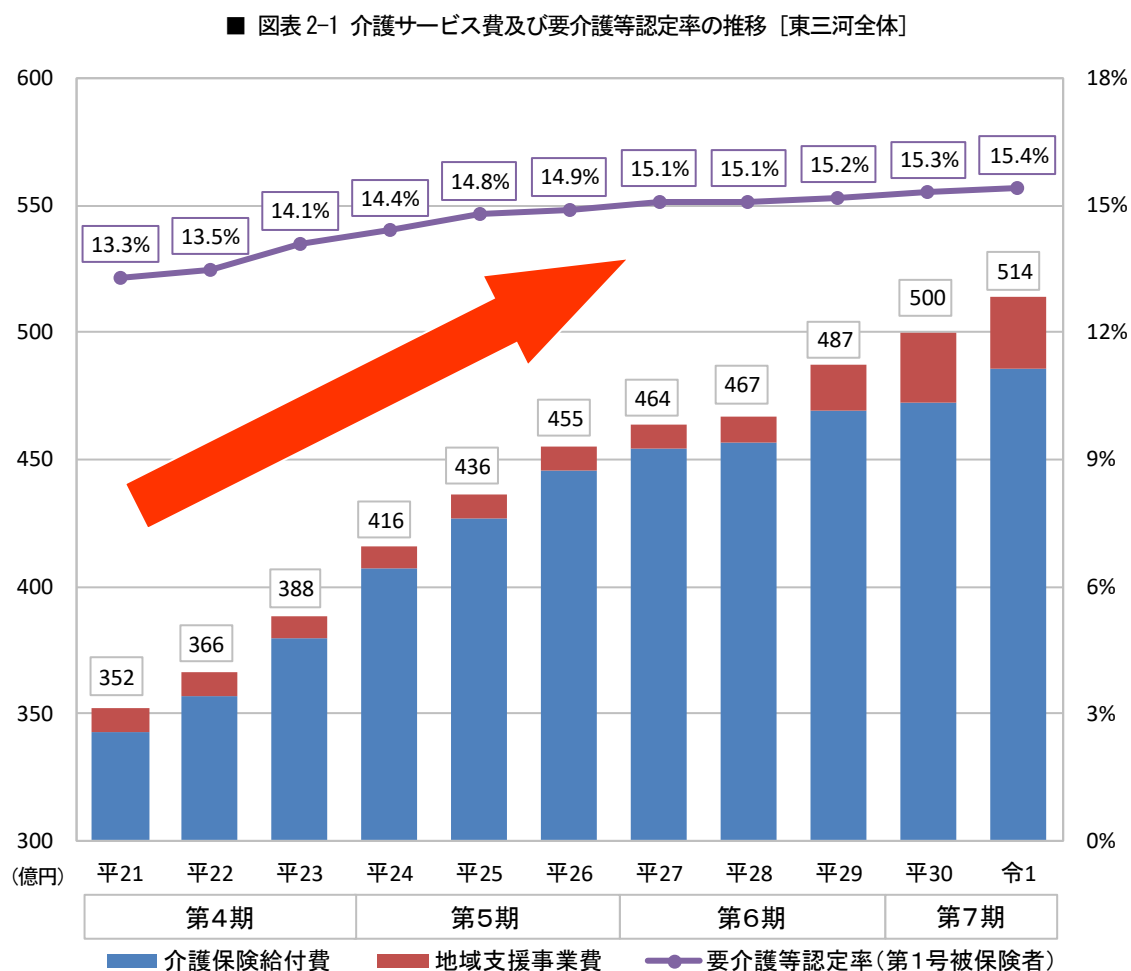
第2 東三河地域の介護サービスの利用状況

1 介護サービスの分析

(1) 介護サービス費の推移

ア 過去10年で介護サービス費は1.5倍増加

東三河8市町村全体の介護サービス費は、要介護等認定率の上昇とともに年々増加しており、第4期介護保険事業計画の初年度となる平成21年度の約352億円と比較し、第7期介護保険事業計画の2年度となる令和元年度には約514億円と、介護サービス費は10年で1.5倍（約162億円）増加しています。



※介護保険事業状況報告(年報)(厚生労働省)
令和元年度東三河広域連合介護保険特別会計

(2) 要因分析を踏まえた東三河の特徴

ア 東三河の介護保険料は全国平均や県と比べて低い

東三河の介護保険料は、全国平均や県と比べて低くなっています。これは、この地域の「第1号被保険者一人当たりの保険給付」が低いことを意味しています。

■ 図表 2-2 第8期計画期間における平均介護保険料基準月額

	東三河	全国	県
保険料基準月額 (基金取崩後)	4,990円	6,014円	5,732円

※第8期計画期間における介護保険の第1号保険料及びサービス見込み量等について(厚生労働省)

■ 図表 2-3 第1号被保険者一人当たりの給付月額

	東三河	全国	県
第1号被保険者一人当たりの給付月額	18,393円	21,440円	19,468円
全国を100とした場合の指数	86	100	91

※平成30(2018)年 介護保険事業状況報告年報(厚生労働省)

保険給付費に影響を与える要素は、介護サービスを利用する要介護等認定者数であり、つまり「要介護等認定率」の高低によってその費用が増減していきます。

イ 東三河の要介護等認定率は全国平均や県と比べて低い

東三河の要介護等認定率は、全国平均や県と比べて低くなっています。これは、この地域では元気な高齢者が多い、若しくは介護保険を使わなくても生活が成り立っている高齢者が多いことを意味しています。

■ 図表 2-4 国・県・東三河の要介護等認定率(第2号被保険者を除く)

	東三河	全国	県
要介護等認定率 (2号除く)	15.4%	18.5%	16.6%

※令和元(2019)年9月利用分 介護保険事業状況報告月報(厚生労働省)

ウ 東三河の4世帯に1世帯は高齢者と64歳以下の家族が同居

総世帯に占める、高齢者と家族(64歳以下)が同居する世帯(以下「家族同居高齢者世帯」という。)の割合を中核市及び政令市と比較したところ、東三河は最も高い割合となっており、4世帯に1世帯は、高齢者が64歳以下の家族と同居していることが分かりました。

■ 図表 2-5 総世帯に占める各世帯の割合

	東三河	全国	県
家族同居高齢者世帯	25.2%	19.8%	18.9%
高齢者単独世帯	9.0%	11.1%	9.2%

※見える化システム(厚生労働省)に基づき算出(家族同居高齢者世帯は「高齢者を含む世帯」から高齢者のみの世帯を引いて算出)

エ 世帯状況が要介護等認定率に大きく影響

中核市及び政令市の世帯状況と要介護等認定率の関係性を分析したところ、「家族同居高齢者世帯の割合が大きく、高齢者単独世帯の割合が小さいほど、要介護等認定率が低くなる」相関の関係にあることが分かりました。

加えて、「高齢者単独世帯の割合が大きいほど、要介護等認定率が高くなる」相関の関係にあることも分かりました。

オ 家族同居高齢者世帯では要介護等認定を必要としない高齢者が多い

東三河の要介護等認定率が低いのは、家族同居高齢者世帯の割合が顕著に大きいこと、高齢者単独世帯の割合が小さいことがその要因として挙げられます。

家族と同居する高齢者は、家族と触れ合うことや出かける機会が多く、生活自体が日常的な介護予防につながっていること、加齢に伴う衰弱が生じ始めても、家族による介助が可能であるため、家族同居高齢者世帯の割合が大きい東三河では、要介護等認定を必要としない高齢者が多いのではないかと考えられます。

カ 要介護等認定者一人当たりの保険給付は全国平均や県と比べてやや高い

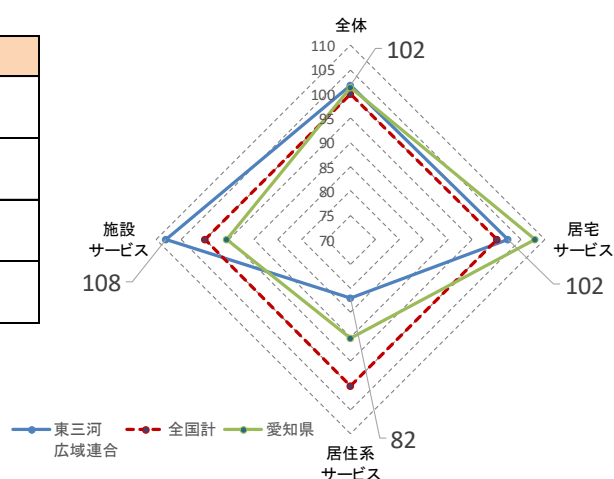
要介護等認定者一人当たりの保険給付は全国平均や県と比べてやや高くなっています。

要介護等認定者一人当たりの保険給付は、利用者である要介護等認定者がサービスを使うほどその費用は高くなっていくため、図表 2-6 のとおり、「認定者一人当たりの保険給付」の全国平均を 100 とした場合のサービス全体及びサービス類型ごとの指数を比較したところ、サービス全体が 102 である東三河は、全国平均や県よりもやや多くサービスが利用されていることがうかがえます。

■ 図表 2-6 サービス類型別の利用状況（認定者一人当たりの保険給付（全国を 100 とした場合の指数））

	東三河	全国	県
サービス全体	102	100	101
居宅サービス	102	100	108
施設サービス	108	100	95
居住系サービス	82	100	90

施設サービスには小規模特別養護老人ホームを含む



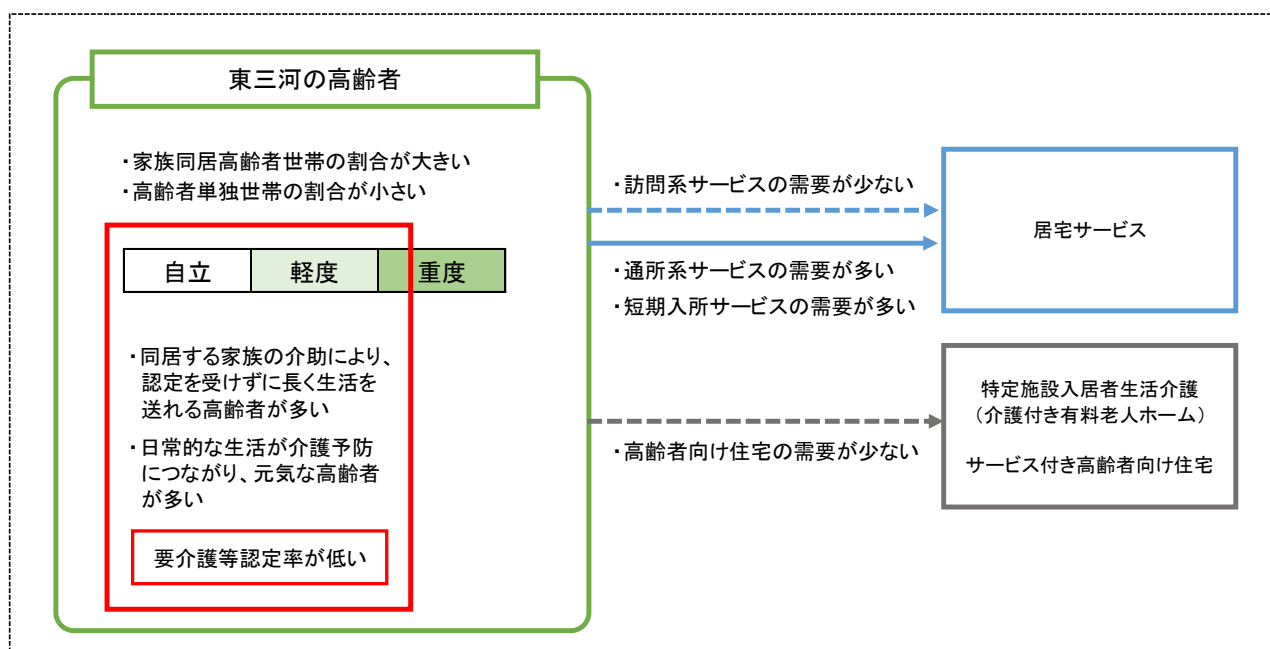
※令和元年9月利用分 介護保険事業状況報告(厚生労働省) 住宅改修・福祉用具購入費の利用者含む

キ 要因分析を踏まえた東三河の特徴（まとめ）

家族同居高齢者世帯の割合が顕著に大きく、高齢者単独世帯の割合が小さいことを要因として、要介護等認定の状況やサービス需要の傾向などに以下の特徴が表れています。

- ・要介護等認定率は、全国平均や県と比べて低い状況にある。
- ・要介護等認定者一人当たりの保険給付は、全国平均や県と比べて高いことから、必要な介護サービスが受けられる供給体制となっている。
- ・家族レスパイト（休息）につながる通所系サービスや短期入所サービスの需要が多く、訪問系サービスや住まいの需要が少ない傾向にある。

■ 図表 2-7 要因分析による東三河の特徴

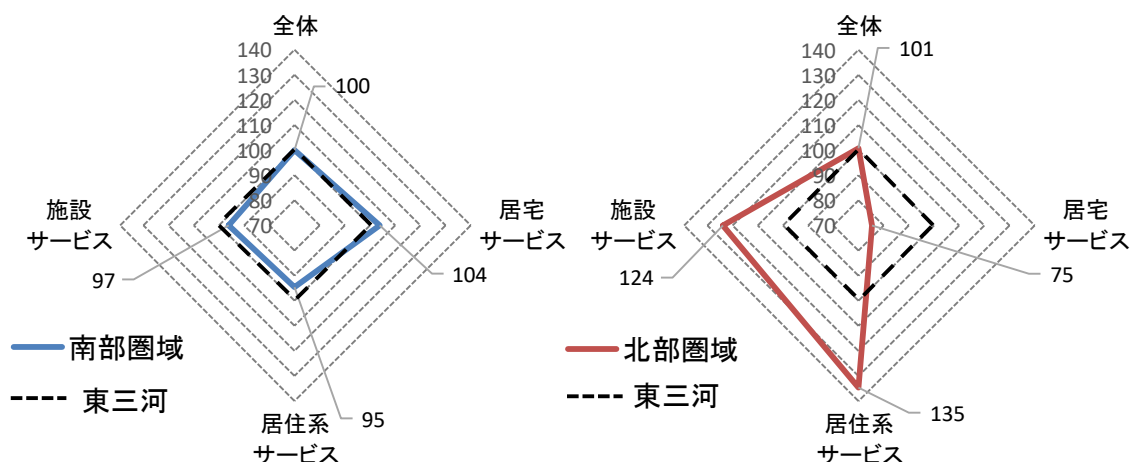


(3) 圏域別介護サービスの供給状況

ア 南部圏域と北部圏域では、認定者一人当たりの保険給付の状況が顕著に異なる

東三河の要介護等認定者一人当たりの保険給付月額を 100 とした場合、北部圏域ではサービス全体の値では差がほとんどないにもかかわらず、居住系サービス及び施設サービスの値が大きく上回っている一方で、居宅サービスの値は大きく下回っている状況です。

■ 図表 2-8 圏域別の認定者一人あたりの保険給付の状況（第 2 号被保険者を含む）



サービス類型	状況	認定者一人当たりの給付月額		
		東三河		
		全体	南部圏域	北部圏域
居宅サービス		100	104	75
訪問系サービス		100	105	68
通所系サービス		100	104	74
短期入所サービス		100	102	83
その他居宅サービス(ケアマネジメントを含む)		100	103	82
居住系サービス		100	95	135
特定施設入居者生活介護(地域密着型含む)		100	104	69
グループホーム		100	92	158
施設サービス		100	97	124
特別養護老人ホーム(小規模特別養護老人ホーム含む)		100	98	114
介護老人保健施設		100	95	137
介護医療院・介護療養型医療施設		100	94	141
全体合計		100	100	101

※令和元年 9 月利用分(令和元年 10 月審査分)の給付実績データに基づき集計
住宅改修・福祉用具購入費のみの利用者は含めない

(参考) サービス種別

サービス類型	サービス種別(介護予防サービス含む)
居宅サービス	訪問系 訪問介護、訪問入浴介護、訪問看護、訪問リハビリテーション、定期巡回・随時対応型訪問介護看護、居宅療養管理指導
	通所系 通所介護、通所リハビリテーション、認知症対応型通所介護、地域密着型通所介護
	短期入所 短期入所生活介護、短期入所療養介護
	その他 住宅改修費、福祉用具貸与(販売)、小規模多機能型居宅介護、看護小規模多機能型居宅介護、ケアマネジメント
居住系サービス	特定施設入居者生活介護、地域密着型特定施設入居者生活介護、グループホーム
施設サービス	特別養護老人ホーム、小規模特別養護老人ホーム、介護老人保健施設、介護医療院、介護療養型医療施設

イ 地域特性や介護資源の状況によって、介護サービスの利用傾向に偏りが発生

介護サービスの利用傾向に偏りが発生する理由として、「地域特性の違い」や「介護資源の状況」などが挙げられます。

地域特性としては、図表 2-9 のとおり、東三河は高齢者と家族（64 歳以下）が同居する世帯（以下「家族同居高齢者世帯」という。）の割合が高いことから、家族レスパイト（休息）につながる居宅サービス（通所系サービスや短期入所サービス）の利用ニーズが南北圏域ともに高くなっていると考えられます。

■ 図表 2-9 圏域別の世帯状況等

世帯状況等	東三河			全国	県
	全体	南部圏域	北部圏域		
家族同居高齢者世帯（高齢者と64歳以下の家族が同居）	25.2%	24.3%	35.1%	19.8%	18.9%
高齢者単独世帯	9.0%	8.8%	12.0%	11.1%	9.2%
高齢者を含む世帯の持ち家率	86.5%	85.5%	94.8%	81.6%	80.3%

※平成 27 年国勢調査(総務省)に基づき算出(家族同居高齢者世帯は「高齢者を含む世帯」から高齢者のみの世帯を引いて算出)

構成市町村職員を対象として実施した市町村ヒアリング（令和 2 年 2 月実施）の結果、家族同居高齢者世帯の多い東三河は「家族や本人が知らない人を自宅に入れたがらない」など、訪問系サービスの利用に抵抗感が強い地域であることが共通認識として挙げられており、南北圏域ともに訪問系サービスの利用傾向は他の居宅サービスと比べて少なくなっていると考えられます。

一方で、家族同居高齢者世帯の多い北部圏域が、施設サービスや居住系サービスの利用傾向が高い理由として、

- ・ 北部圏域は介護資源（居宅サービス事業所数）が少ないことから、限られたサービスの中で家族の介護が困難になった場合には、施設やグループホームに入れざるを得ないケースが多いこと
- ・ 北部圏域は高齢者単独世帯の割合も高いため、一人で暮らせない程度に身体が衰弱すると施設への入所や、認知症状の進行によってはグループホームへの入居が必要になるケースが多いこと

などが影響していると考えられます。

なお、東三河では高齢者を含む世帯の持ち家率が高く、安心して暮らせる住まいが確保された高齢者が多いことから、居住系サービスである特定施設入居者生活介護（介護付有料老人ホーム等）については、南北圏域ともに利用傾向が低いものと考えられます。

ウ 圏域別介護サービスの供給状況（まとめ）

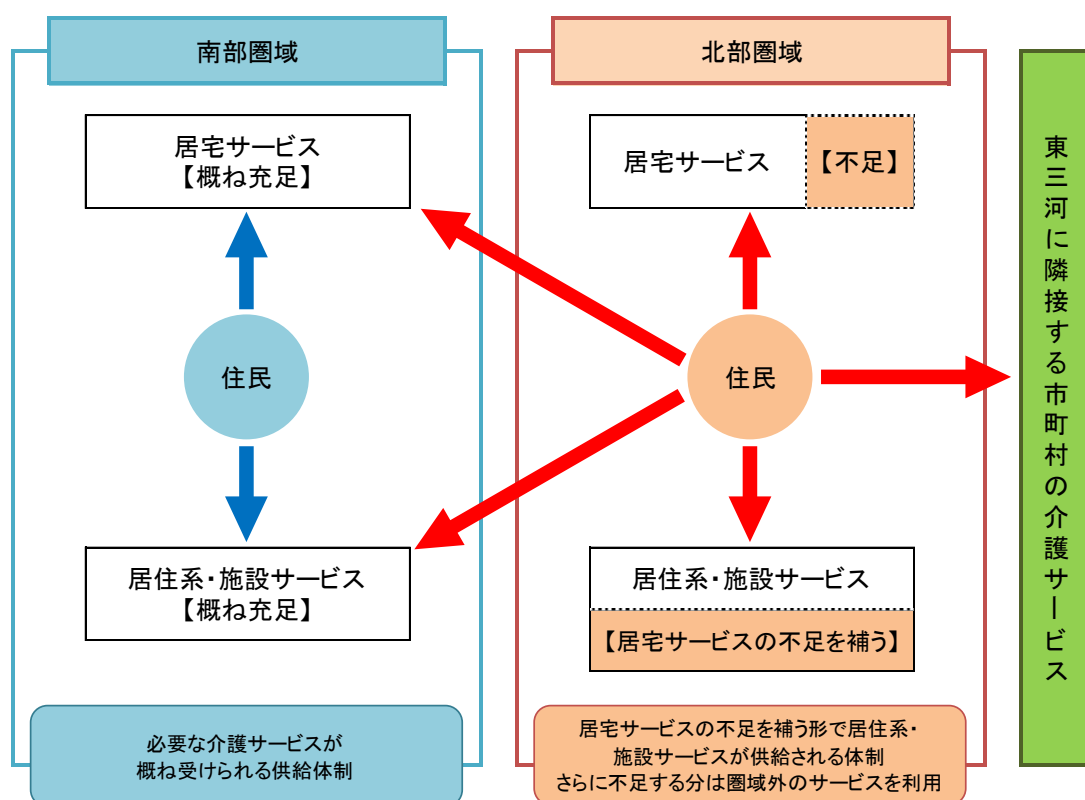
（ア）南部圏域の分析結果

- ・家族同居高齢者世帯の割合が高いため、居宅サービス（通所系サービス、短期入所サービス）のニーズは高い
- ・高齢者単独世帯の割合が低いため、一部の居宅サービス（訪問系サービス）のニーズは低い
- ・居宅サービス事業所、居住系・施設サービス事業所が充足している
- ・圏域外の居宅サービスの利用も少ないため、圏域内で概ね利用者のニーズに合わせたサービスが提供される、必要な介護サービスが受けられる供給体制がある

（イ）北部圏域の分析結果

- ・家族同居高齢者世帯の割合が高いため、居宅サービス（通所系サービス、短期入所サービス）のニーズは高い
- ・高齢者単独世帯の割合も高いため、一人暮らしの高齢者の生活支援等につながる訪問系サービスのニーズは高い
- ・広範囲に地域の高齢者が点在するため、訪問系サービス事業所は効率的な運営が困難
- ・居宅サービス事業所の少なさを起因として、区分限度額に対する利用割合が低くなる傾向
- ・居宅サービスの不足を補う形で居住系・施設サービスが供給される体制となっている
- ・圏域内の居宅サービス事業所が充足していないことから、圏域外の居宅サービス（特に、訪問系サービスと短期入所サービス）を利用、若しくは、圏域内の居住系・施設サービスの利用に流れている
- ・圏域外の居住系・施設サービスの利用割合も高いことから、一人暮らしの高齢者などは、圏域外（家族の住所地等）に転居して、居住系・施設サービスを利用するケースも多い

■ 図表 2-10 圏域別の介護サービスの供給状況（イメージ）



第3 高齢者を取り巻く現状と課題

1 高齢者等実態把握調査の結果（抜粋）

（1）家族介護者の実態

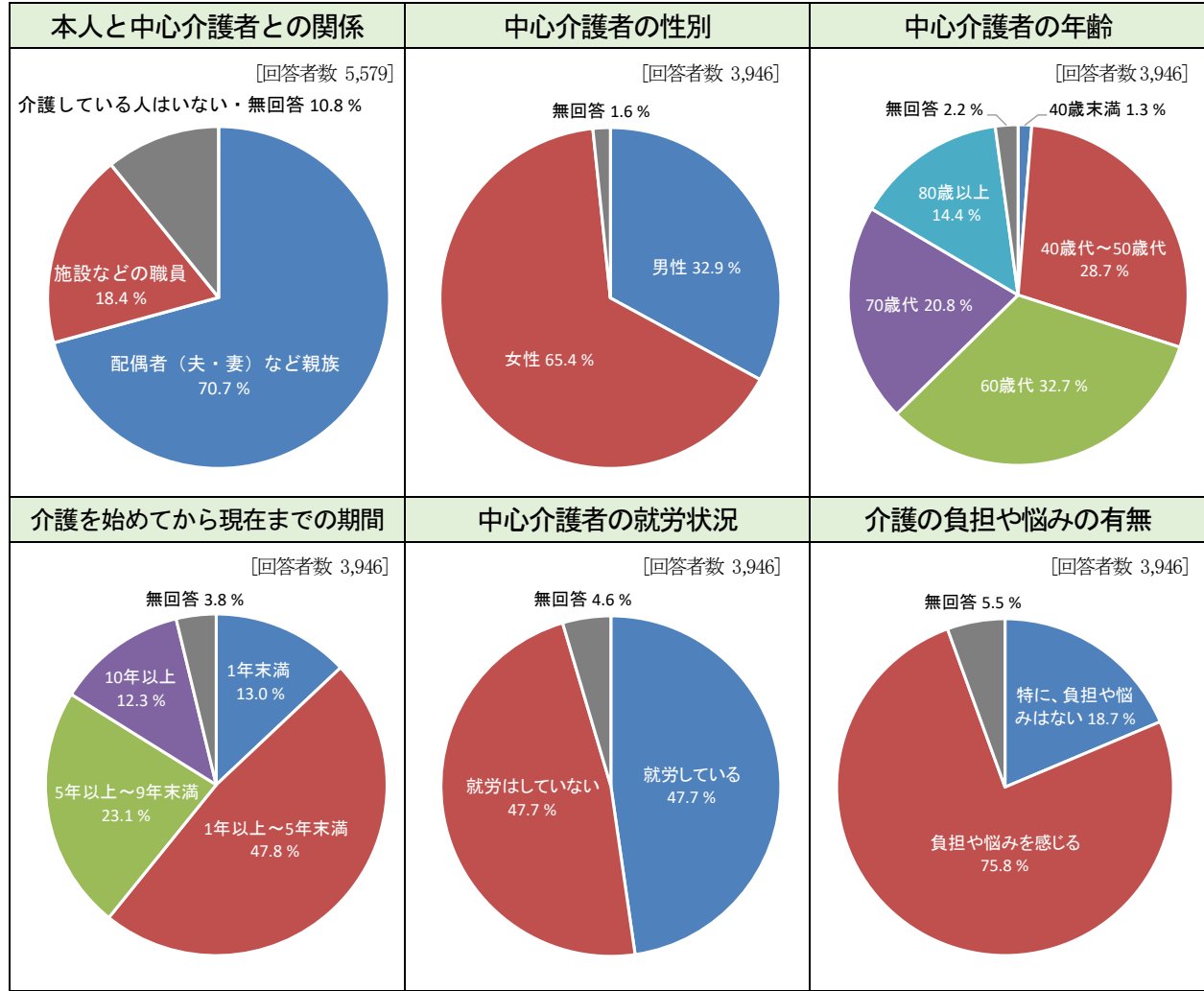
ア 家族介護者の3人に1人が5年以上継続して介護をしている

家族介護者の介護期間は、「1年以上～5年未満」が最も多く、約5割となっています。介護期間が5年以上は約2割、10年以上は約1割存在するなど、長期間の介護に伴う家族介護者への負担が懸念されます。

イ 家族介護者の4人に3人が負担や悩みを感じている

介護を行う上で負担や悩みを感じるものの有無をみると、「負担や悩みを感じる」75.8%となっています。老老介護をはじめとした家族介護者の心身の負担の大きさや深刻さが浮き彫りとなる結果となりました。

■ 図表 3-1 中心介護者との関係など〔要介護等認定者〕



※高齢者等実態把握調査結果（令和元年8月）

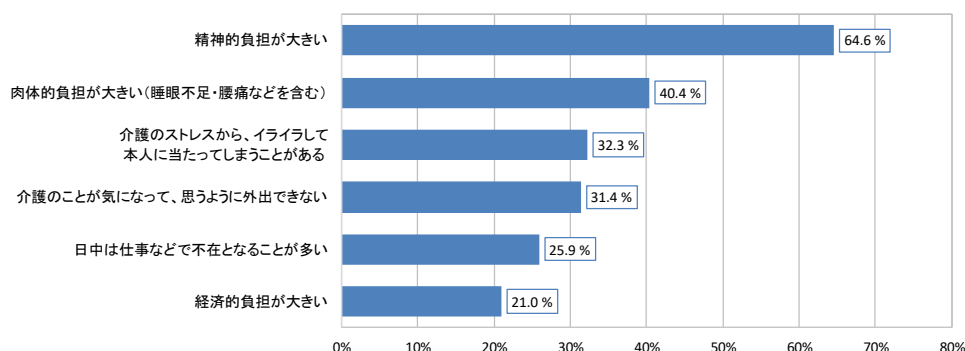
ウ 家族介護者は精神的な負担が大きい

家族介護者の介護を行う上での負担や悩みは、「精神的負担が大きい」が64.6%と最も高く、次いで「肉体的負担が大きい（睡眠不足・腰痛などを含む）」が40.4%、「介護のストレスから、イライラして本人に当たってしまうことがある」が32.3%となっています。

エ 家族介護者が望む支援は、居宅サービスの充実とリフレッシュできる機会

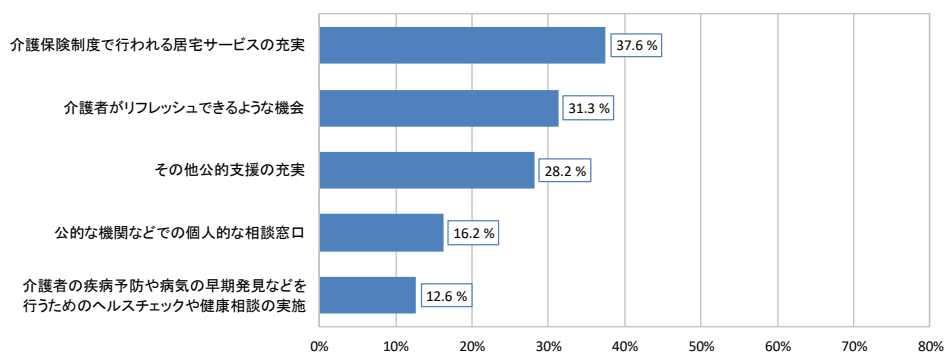
在宅介護を継続している家族介護者が望む支援は、「介護保険制度で行われる居宅サービスの充実」が37.6%と最も高く、次いで「介護者がリフレッシュできるような機会」となっています。また、家族介護者のリフレッシュとして、家族や知人との団らん、買い物や旅行に出かける、マッサージや温泉を利用することなどが効果的であると回答しています。

■ 図表 3-2 中心介護者の介護の負担や悩みの内容[要介護等認定者 2,991]



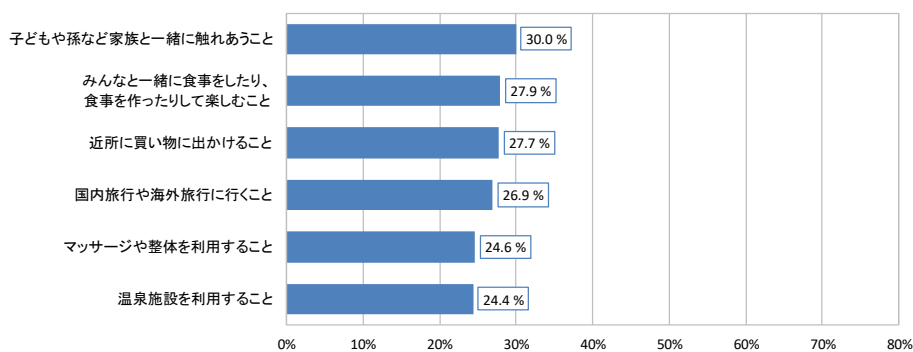
※上位6位まで掲載

■ 図表 3-3 中心介護者が家族介護者支援として充実を望むこと[要介護等認定者 3,946]



※上位5位まで掲載

■ 図表 3-4 中心介護者が家族介護者支援のリフレッシュに効果的だと考えること[要介護等認定者 3,946]



※上位6位まで掲載

※高齢者等実態把握調査結果（令和元年8月）

2 介護従事者実態把握調査の結果（抜粋）

（１）介護事業所の雇用状況

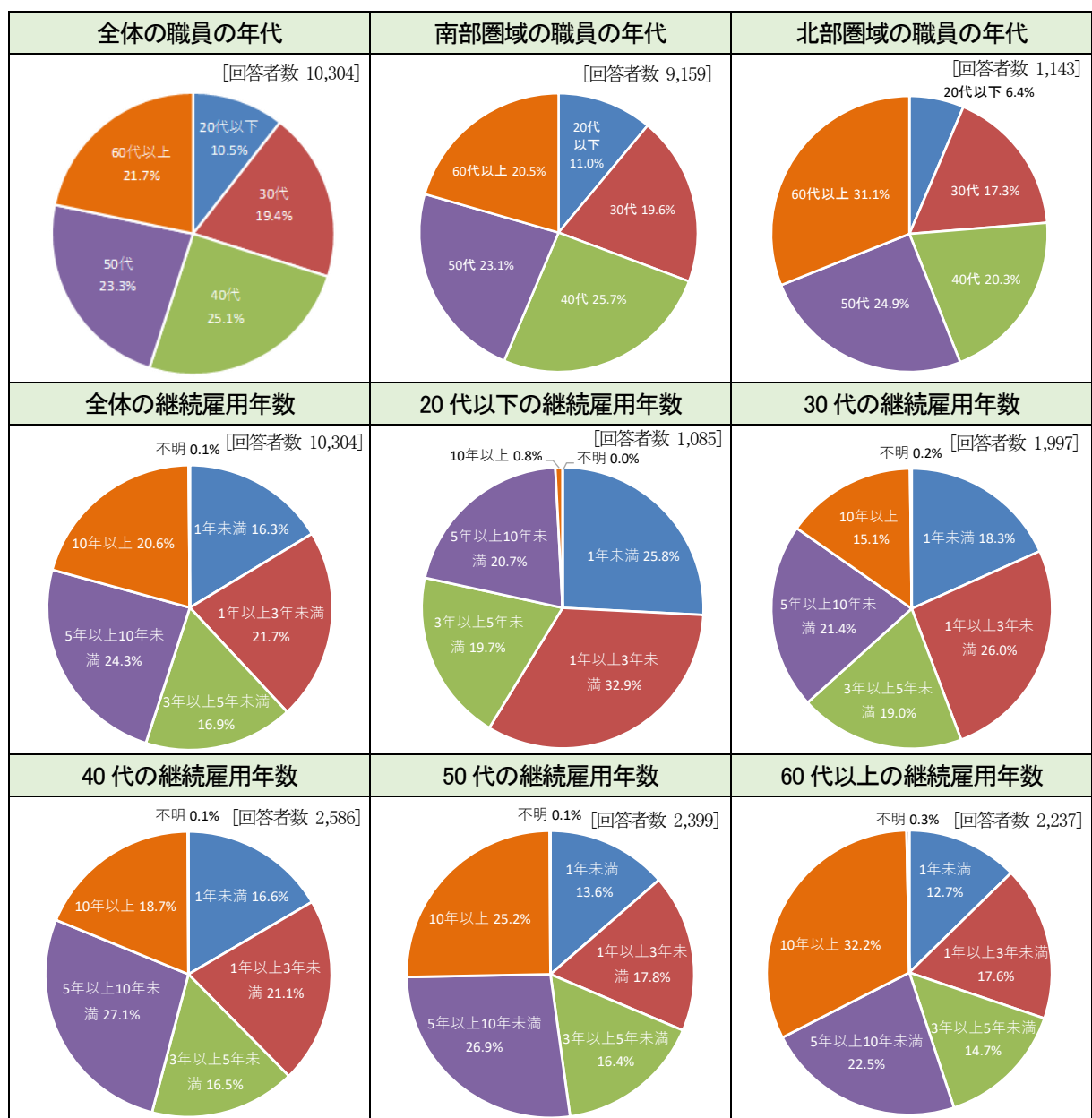
ア 東三河の介護従事者は約半数が 50 歳以上

介護事業所ごとに雇用している介護従事者の年代を調査したところ、全体では介護従事者の 45.0% が 50 歳以上となっており、60 歳以上の介護従事者に限ると、全体の 21.7%を占めている状況です。

イ 継続雇用年数が 3 年以上 5 年未満の介護従事者はどの年代も少ない

介護事業所ごとに介護従事者の継続雇用年数を調査したところ、どの年代も 3 年以上 5 年未満の職員が少ない結果となっています。

■ 図表 3-5 職員の年代及び継続雇用年数[事業所 777]



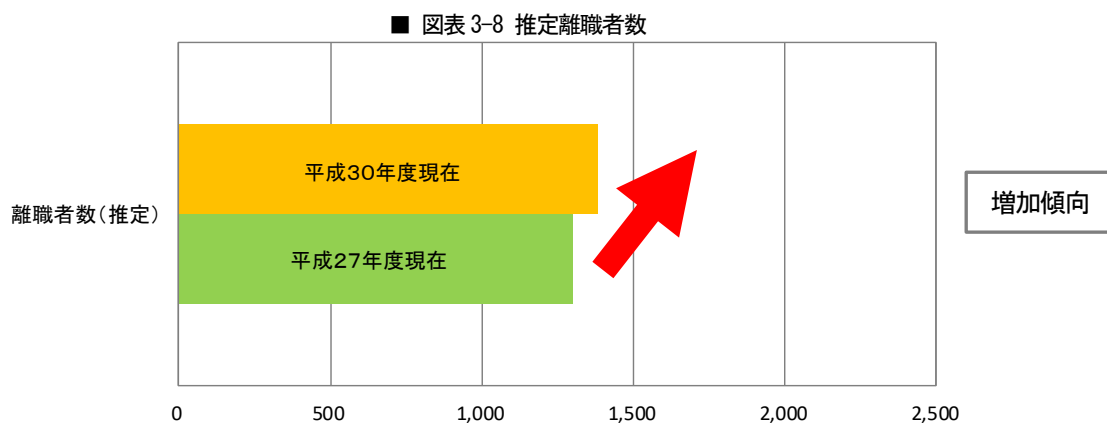
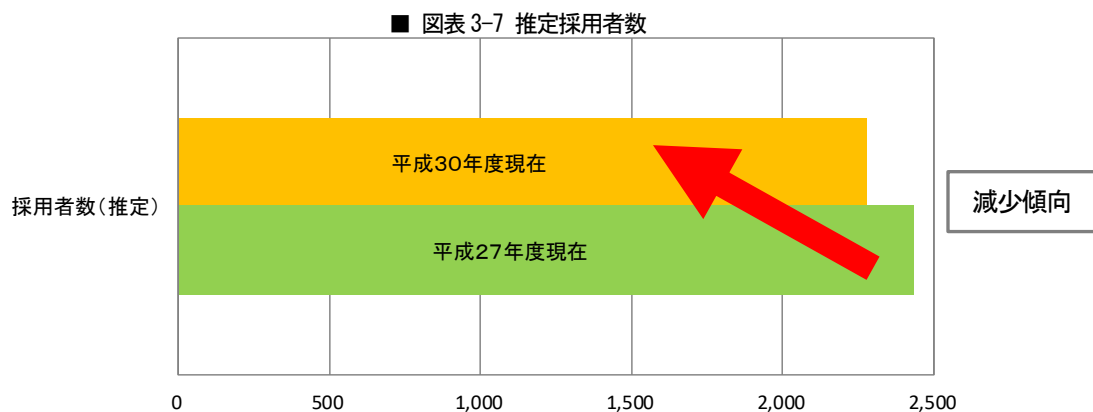
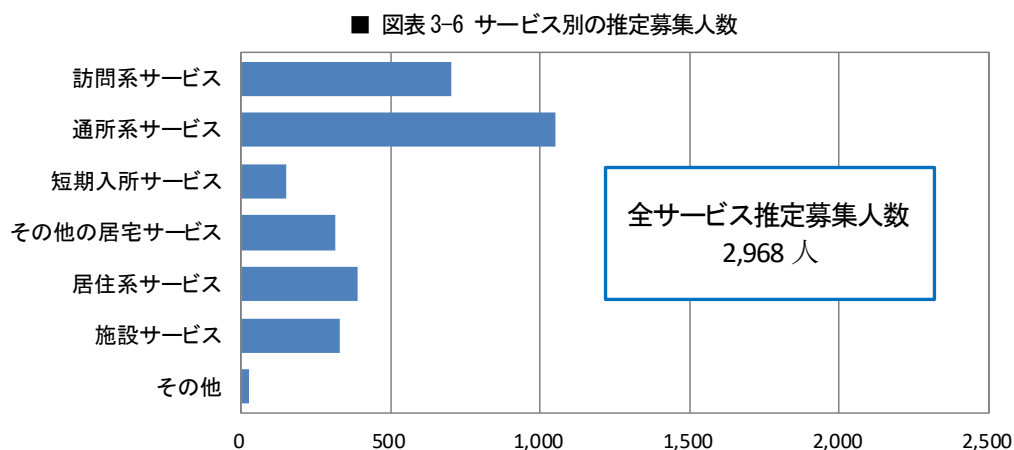
※介護従事者実態把握調査結果(令和元年8月)

ウ 介護従事者の募集人数は約 3,000 人（推定値）

介護事業所ごとに現在募集している介護従事者の人数を調査し、調査結果を回収率で割り返した「推定募集人数」を算出したところ、全てのサービスにおける推定募集人数は、合計で 2,968 人となりました。

エ 採用者数は減少傾向、離職者数は増加傾向（推定値）

前回調査（平成 28 年 4 月）に基づく平成 27 年度の採用・離職状況と今回調査に基づく平成 30 年度の採用・離職状況を比較したところ、年間の採用者数は減少傾向に、離職者数は増加傾向にあることがうかがえます。



※介護従事者実態把握調査結果(令和元年8月)

介護従事者実態把握調査と平成 28 年に実施した前回の調査では発送数及び回収率が異なる(今回:963 通・80.6%、前回:895 通・77.2%)ため、図表に記載した平成 27 年度現在の数字は、単純比較するため補正済みの値を使用しています

(2) 外国人材の雇用状況

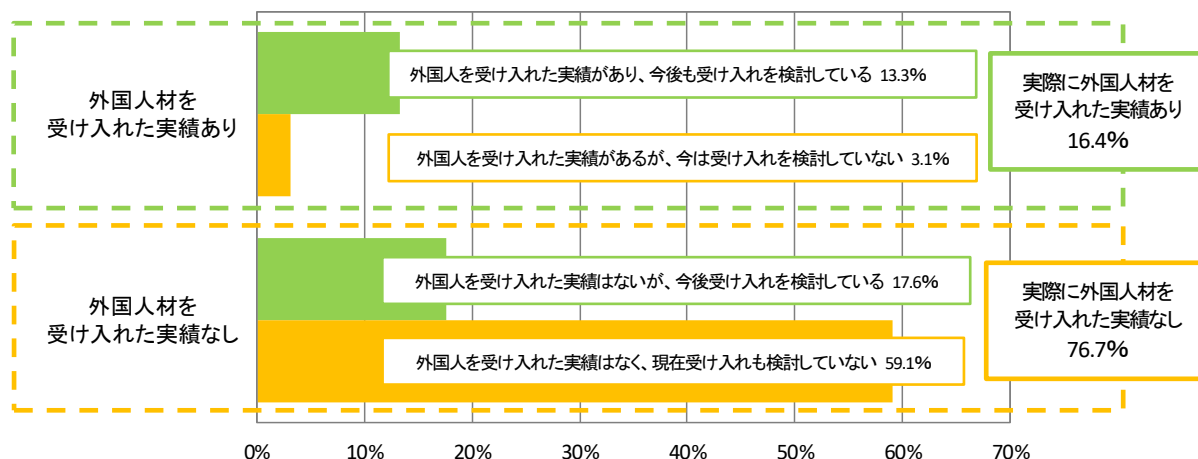
ア 介護事業所の約2割が外国人材の受け入れ実績があり、約3割は今後の受け入れを検討

介護事業所ごとに外国人材の受け入れ状況について調査したところ、受け入れ実績のある事業所は16.4%、受け入れ実績がない事業所は76.7%となっています。また、「受け入れ実績があり、今後も受け入れを検討している」又は「受け入れ実績はないが受け入れを検討している」事業所は合計で30.9%という結果となりました。

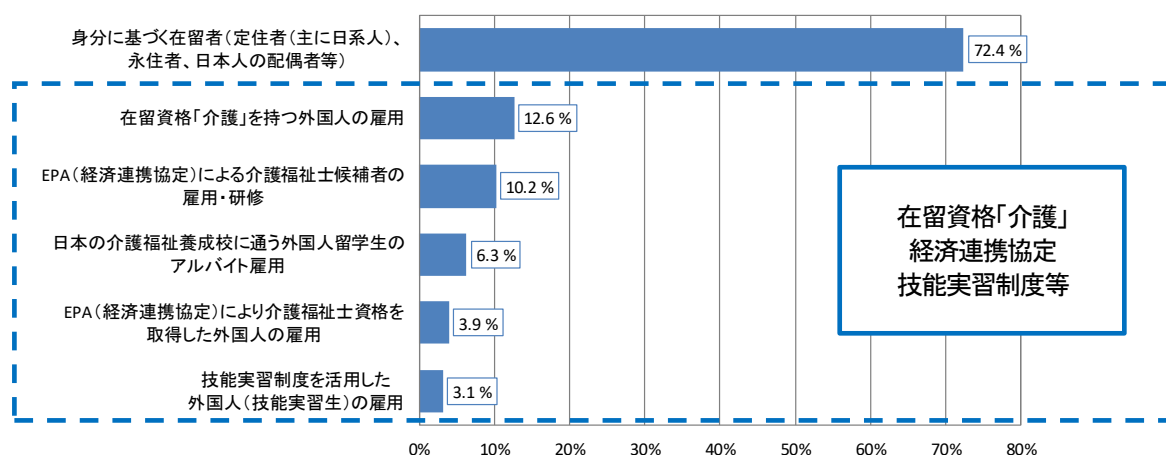
イ 受け入れた外国人材の多くは「身分に基づく在留者(永住者・日本人の配偶者など)」

外国人材の受け入れにあたって利用した制度等は、「身分に基づく在留者(定住者(主に日系人)、永住者、日本人の配偶者等)」が72.4%と最も高く、次いで「在留資格「介護」を持つ外国人の雇用」が12.6%、「EPA(経済連携協定)による介護福祉士候補者の雇用・研修」が10.2%となっています。在留資格や経済連携協定等に基づく国の制度を活用して外国人材を受け入れた事業所は、少数に留まっていることが分かりました。

■ 図表 3-9 外国人材の受け入れ状況と今後の意向[事業所 777]



■ 図表 3-10 外国人の雇用に使っていた制度[事業所 127]



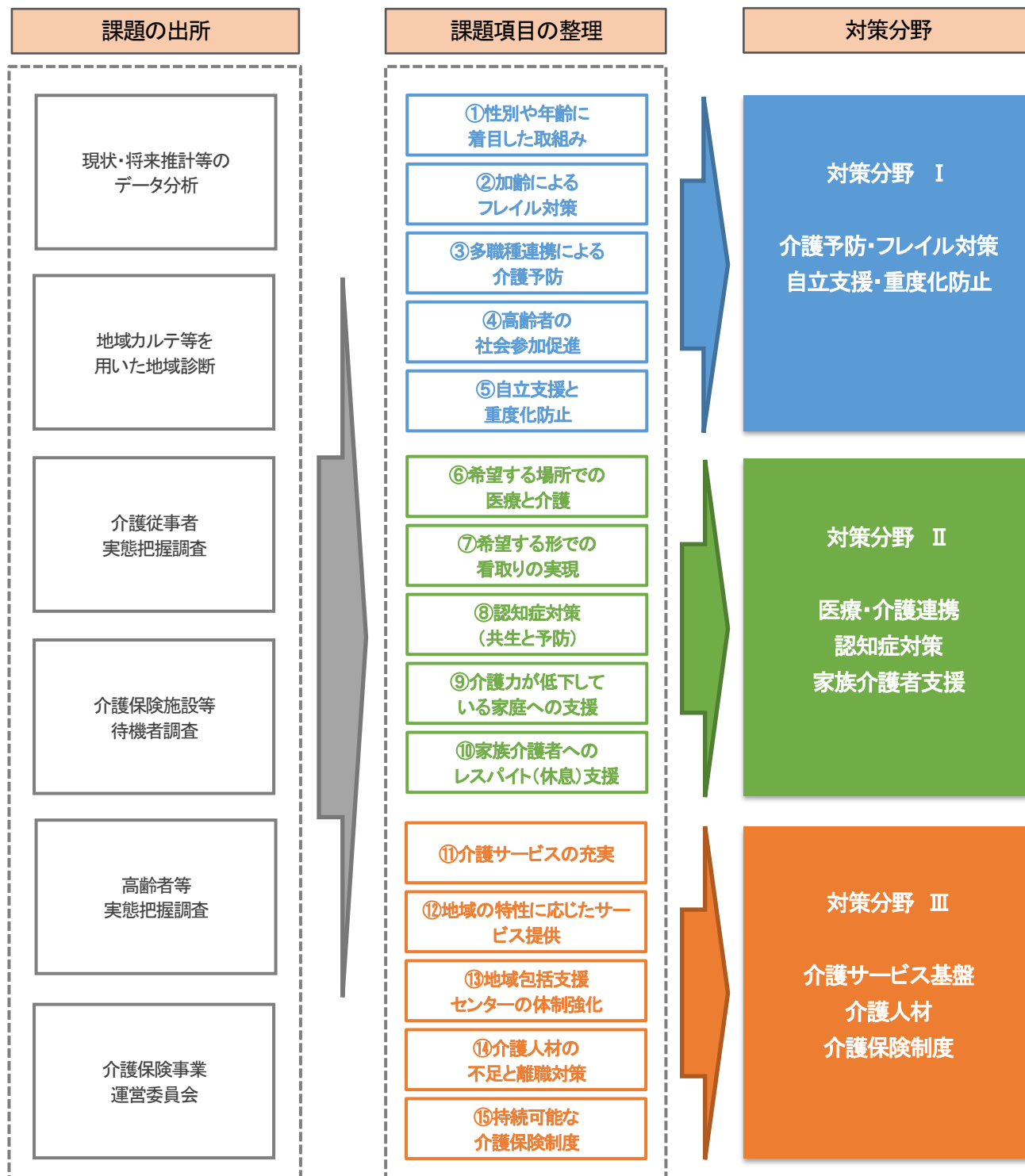
※介護従事者実態把握調査結果(令和元年8月)

※上位6位まで掲載

第4 東三河地域の課題整理

1 課題項目の整理と対策分野

東三河地域の高齢者を取り巻く現状分析や各種ニーズ調査、医療や介護、高齢者福祉に関する各分野の専門家、公募委員により構成された介護保険事業運営委員からの意見などをもとに、東三河が取り組むべき課題項目を整理するとともに、15の課題項目を「介護予防・フレイル対策、自立支援・重度化防止」、「医療・介護連携、認知症対策、家族介護者支援」、「介護サービス基盤、介護人材、介護保険制度」の3つの対策分野にまとめました。



2 対策分野ごとの主な課題（抜粋）

対策分野Ⅰ	介護予防・フレイル対策、自立支援・重度化防止
・「運動器機能」「口腔機能」「認知機能」などの生活機能低下のリスクは80歳を超えると急激に高まることや、男女でも身体的な特性により生活機能低下のリスクがそれぞれ異なることから、性別や年齢に着目した介護予防やフレイルに対する取組みが必要である。 ・生活機能低下のリスクがない人は、地域活動や社会活動に参加している割合が高いため、生活機能を維持しながら地域で暮らし続けるために、高齢者が様々な形で地域や社会とのつながりを持ち続けられるよう、社会参加を促進する取組みが必要である。また、閉じこもりや地域で孤立する高齢者等に対して、地域交流や社会参加の動機づけも必要である。	
対策分野Ⅱ	医療・介護連携、認知症対策、家族介護者支援
・一般高齢者の約4割は介護を受ける場所として自宅を希望している一方で、約4割は親族などに介護の負担をかけたくないとして、介護保険施設等の自宅以外で介護を希望していることから、高齢者本人が希望する場所で介護が提供される体制が必要である。 ・認知症の方やその家族が望む支援としては、認知症の進行に合わせた医療の適切な指導・助言が約4割と最も多く、次いで認知症専門の介護サービスの充実となっており、認知症の容態に応じた適時・適切な医療と介護の提供が必要である。 ・東三河では64歳以下の家族と同居する高齢者世帯が多い中で、中心的な家族介護者の高齢化が進んでいることや、家族介護者の約8割が介護による負担や悩みを抱えていることから、介護力が低下している家庭への支援や家族介護者が介護負担を軽減しリフレッシュできる機会を増やす取組みが必要である。	
対策分野Ⅲ	介護サービス基盤、介護人材、介護保険制度
・北部圏域と南部圏域では、高齢者人口や要介護等認定者数の推移、高齢者世帯の状況などが顕著に異なっているため、地域の特性に応じた取組みが必要である。 ・北部圏域においては、居宅サービス事業所などの介護資源が少ない状況であるため、円滑な事業所運営につながるような支援等が必要である。 ・特別養護老人ホームへの「1年以内に入所の必要性が高い要介護3以上の在宅待機者」は、東三河全体で265人となっており、3年前と比べ148人減少しているものの、依然、施設入所のニーズは大きいことから、待機者の縮減に向けた施設整備計画の策定が必要である。 ・介護人材の慢性的な不足、職員の高齢化、低い定着率などの解消に向けて、人材確保や離職防止につながる取組みが必要である。	

第5 第8期介護保険事業計画の施策推進

1 介護保険事業の方針

東三河地域が抱える介護保険に関する様々な課題等を整理した上で、急激な高齢化の進展に伴う介護サービスの需要等に対応するため、東三河地域が目指す目標像を定めるとともに、目標像の実現に向けては、地域の力を結集して施策の展開を図るなど、令和3年度から3年間にわたる介護保険事業の方針を定めました。

計画体系

基本理念 いつまでも健やかで安心して暮らせる東三河の実現

基本目標1 だれもが健康でいきいきと暮らせる東三河

高齢者一人ひとりの健康状態や多様なニーズに応じた介護予防活動の推進のほか、地域の支え合い・助け合いをはじめ、元気高齢者の社会参加による自立支援活動の推進など、地域のあらゆる住民が関わり合うことにより、だれもが健康でいきいきと暮らせる東三河を目指します。【全員参加の地域づくり】

- ・基本施策 1-1 介護予防活動の推進
- ・基本施策 1-2 自立支援活動の推進

基本目標2 住み慣れた地域で安心して暮らせる東三河

希望する場所での医療と介護の実現に向け、医療職や介護職などの多職種連携による在宅支援をはじめ、認知症の容態に応じた医療・介護の提供、介護力が低下している家庭への支援、家族介護者の負担軽減など、関係各所の連携を促進することにより、住み慣れた地域で安心して暮らせる東三河を目指します。【各所連携の地域づくり】

- ・基本施策 2-1 在宅医療・介護連携の推進
- ・基本施策 2-2 認知症施策の推進
- ・基本施策 2-3 家族介護者支援の推進

基本目標3 充実した介護サービスを提供できる東三河

中長期的に安定した介護保険制度の運営のほか、需要と供給のバランスが取れた施設整備と介護人材の確保・定着への支援により、施設入所待機者の縮減や介護サービスの地域差解消に向けた取り組みをはじめ、地域包括支援センターの機能や体制強化など、充実した介護サービスを提供できる東三河を目指します。【人材豊かな地域づくり】

- ・基本施策 3-1 介護サービス基盤の充実
- ・基本施策 3-2 介護人材の確保と定着の支援

2 重点項目と主な取組み

計画策定に当たり東三河の地域分析を進めた結果、以下3項目についてはこの地域の特に大きな課題項目として捉えていることから、本計画における重点項目として取り組みを推進します。

■ 重点項目1 介護人材の確保と定着

民間ノウハウを活用した人材マッチングの実施や介護事業所向けに外国人材の受け入れ制度等の周知を図るほか、介護支援専門員の確保と定着につながる取組みなどにより、さらなる介護人材対策を推進します。

主な取組み
◎民間のノウハウを活用した介護人材対策の実施 ◎介護支援専門員資格の取得支援 ○介護職員初任者研修の受講支援 ○介護事業所管理者向け人材育成支援講座の開催

■ 重点項目2 家族介護者の負担軽減

東三河地域は家族と同居する高齢者世帯数が多い中で、家族介護者の4人に3人が心身の負担や悩みを感じていることから、家族介護者の心身の負担軽減やリフレッシュにつながる機会を創出し、在宅介護の継続を支援します。

主な取組み
◎家族介護者のレスパイト（休息）支援 ○グループホームの整備 ○介護用品の購入支援 ○家族介護教室等の開催

■ 重点項目3 北部圏域（※中山間地域）における介護サービスの事業継続支援

高齢者人口や要介護等認定者数の推移など、北部圏域と南部圏域それぞれの地域の特性に応じた取り組みを推進することにより、東三河全域の介護サービス基盤のさらなる充実を図ります。

主な取組み
◎中山間地域における居宅サービスの確保・充実 ◎中山間地域の介護人材確保対策

※中山間地域…新城市（鳳来地区・作手地区）・設楽町・東栄町・豊根村

3 令和3年度広域連合事業の実施・検討状況

第8期介護保険事業計画の初年度である令和3年度は、以下に掲げる主な取組みを実施しています。
また、計画に掲げた施策を着実に展開していくため、図表5-1のとおり、令和4年度以降に実施する事業スキームの検討も開始しています。

■ 図表 5-1 第8期事業計画における新規事業の着手状況

第8期事業計画における新規事業		進捗状況		
		R3	R4	R5
①	民間ノウハウを活用した介護人材対策の実施 【重点項目1】	事業者選定中	事業実施予定	
②	介護支援専門員資格の取得支援 【重点項目1】	事業実施済み		
③	認知症高齢者等離設対策機器の導入支援 【重点項目1】		事業検討着手予定	事業実施予定
④	家族介護者のレスパイト(休息)支援 【重点項目2】	事業検討着手済み	事業実施予定	
⑤	中山間地域における居宅サービスの確保・拡充 【重点項目3】	事業実施済み		
⑥	中山間地域の介護人材確保対策 【重点項目3】	事業検討着手済み		事業実施予定

(1) 介護人材確保支援事業

ア 介護人材の活用促進【新規】

介護人材マッチング、外国人材の雇用促進、東三河介護現場の魅力発信など、民間提案に基づく事業を実施するため、令和3年度は実施事業者選定のための公募型プロポーザルを実施します。

業務内容	① 介護人材就労支援業務 外国人を含む介護に関する資格等を持たない者を雇用し、介護に関する研修等を実施し、介護保険施設等に派遣して従事させることにより、介護業務に必要なとなる知識・技術を習得させ、介護保険施設等とのマッチングを行う。 未資格者の募集に当たっては、若年層からシニア層等幅広い年代に対してニーズに合った、様々な手法による事業周知を行い、介護保険施設等への直接雇用を目的とする事業である趣旨と併せ、介護現場の魅力を表現する募集内容とする。
	② 外国人材雇用促進業務 介護サービス事業者による外国人材の雇用を促進するため、東三河の定住外国人の状況や先進事例を把握の上、制度の仕組みや受入に関する情報発信を行う。
マッチング数	介護保険施設等への30人の直接雇用（中山間地域は5人以上）を目指す
事業費	令和4年度 30,000千円（債務負担行為）

※業務内容は案であり、公募型プロポーザルの実施過程によって変更になる場合があります。

イ 介護支援専門員の資格取得支援【新規】

有資格者である介護支援専門員（ケアマネジャー）の増加による介護サービスの安定提供を確保するため、新規で介護支援専門員の資格を取得する際の研修受講料や資格の有効期間が満了し研修再受講が必要な場合の受講料の補助を開始しました。

補助対象者	・新規資格取得者（実務研修対象者）、資格の更新期間を経過した離職者（再研修対象者） ・資格取得後に東三河の事業所で勤務する方
補助対象者数	90人（見込）
補助額	3万円（実務研修対象者）又は2万2千円（再研修対象者）

（2）保健福祉事業

ア 家族介護者のリフレッシュ機会を創出【新規】

家族介護者の介護による精神的・肉体的負担の軽減を目的として、東三河地域の温泉施設等利用券の助成を行うため、令和3年度は助成開始の準備期間として、事業化に必要な事業スキームの検討など、事前の事務を行っています。

助成対象者	・在宅の要介護者（要介護1～5）と同一世帯（住民登録）で同居する家族介護者 ・前年度1年間継続して該当すること。ただし、3か月以内の施設利用は可
助成対象者数	助成券引き換え申込書発送数 11,000人（見込）
助成額	要介護者一人につき6千円（助成券を交付）
利用対象施設	東三河に所在する温泉利用許可施設及び公衆浴場のうち、会員等の条件が無く利用できる入浴施設（令和3年5月現在：対象施設数 87施設）
利用対象費用	対象施設利用料金及び飲食代などの支払い（換金性の高いものの購入等を除く）

※事業内容は案であり、令和4年度予算編成によって変更になる場合があります。

(3) 中山間地域対策事業

ア 訪問系サービス事業所の運営継続を支援【新規】

都市部と比べて訪問系サービスを提供する介護事業者の負担が大きい中山間地域において、介護サービスが提供される体制を維持するとともに新たな事業者の参入促進を図るため、令和3年度は中山間地域の住民に対してサービスを提供する事業者への支援金の交付を開始しました。

交付対象者	・中山間地域に居住する高齢者に訪問系サービスを提供する事業者（東三河以外の事業者を含む）に対し、訪問実績に応じて支援金を交付 ・公設事業所は助成対象から除く
交付額	(利用者宅までの移動距離 - 10km) × 訪問回数 × 単価 64円

イ 中山間地域に特化した介護職員等の確保支援【新規】

介護人材の高齢化が進む中山間地域において、若手の介護職員の確保や地域外からの介護分野への就労を促進するため、介護人材としての就労・移住希望者への支援など、4市町村が実施する移住・定住施策との相乗効果による介護人材確保に取り組むため、令和3年度は広域連合と4市町村（新城市・設楽町・東栄町・豊根村）で事業化に必要な検討の協議を重ねています。

また、令和4年度に実施する民間ノウハウを活用した介護人材の活用促進の実施においては、中山間地域での新たな直接的雇用につなげるため、5名以上の介護人材マッチングを目指します。

ウ 離島その他の地域の追加【拡充】

今まで、新城市（旧鳳来町）のうち、一部区域は厚生労働大臣が定める「離島その他の地域」に含まれていませんでした。

国との協議の結果、厚労省告示（令和3年3月15日告示第74号）によって、令和3年4月より新城市鳳来地区の一部が「離島その他の地域」の対象に追加されたことから、山村振興法で定められた区域と合わせ、広域連合が中山間地域として定めている全域において、「特別地域加算（基本報酬の15%）」の介護報酬が算定可能となりました。

(4) 介護保険施設等整備事業

ア 地域密着型サービス事業所の整備【新規】

特別養護老人ホームの施設入所待機者の縮減や認知症高齢者を介護する家族のニーズ等に対応するため、第8期事業計画期間において、以下の施設整備を行います。

令和3年度は、公募の結果、12月に整備事業者が選定される予定です。

小規模特別養護老人ホーム	豊橋市 2施設 (居宅サービスの充実による家族介護者のレスパイト(休息)につなげるため、短期入所(ショートステイ)を併設)
グループホーム	豊橋市、豊川市、蒲郡市、田原市、新城市新城地区 各1事業所

また、小規模多機能型居宅介護などのその他の地域密着型サービスについては、第8期介護保険事業計画では、開設時期や整備地域を限定せずに整備事業者が望む事業展開を認めることで、事業者の参入促進を図っていきます。

イ 介護施設等整備事業費補助金【新規】

介護の受け皿の整備拡大と老朽化した施設の修繕を同時に進めるため、地域密着型サービスを創設する事業者に対して既存施設の修繕費用を助成するほか、住居確保が困難な外国人材等の確保定着を図るため、介護職員用の宿舎を整備する事業者に対して整備費用を助成します。

(ア) 地域密着型サービスを1施設創設(令和2年度～令和5年度の間)することを条件に、既存施設の大規模修繕に対する修繕費等の助成

補助対象者	豊橋市 1施設(既存施設:特別養護老人ホーム) (創設事業所:定期巡回・随時対応型訪問介護看護(豊川市))
補助予定額	112,800千円(補助単価1,128千円×定員100人) (県10/10)

(イ) 介護事業所が介護職員向けの宿舎を整備する整備費用の助成

補助対象者	田原市 1事業所(宿舎整備施設:グループホーム)
補助予定額	2,671千円(補助単価8,500千円×33/35㎡×1/3) (県10/10)

4 新型コロナウイルス感染症拡大による介護保険事業への影響等

(1) 保険料賦課徴収事務

新型コロナウイルス感染症の影響により主たる生計維持者の所得が減少した被保険者に対する介護保険料の減免を実施しています。

減免措置の内容	① 主たる生計維持者の死亡又は重篤な傷病（減免基準：全部） ② 主たる生計維持者の事業収入等の減少（減免基準：合計所得金額に応じて全部又は10分の8）
R2実績 ※R1分も含む	① 1人（減免総額 20,526円） ② 271人（減免総額 17,017,825円） 計 17,038,351円
R3実績	① 0人（減免総額 0円） ② 25人（減免総額 1,247,017円） 計 1,247,017円（8/31日現在）

※保険料の減免額に応じて、国庫補助金が交付されます。

(2) 介護認定事務

認定の有効期間が満了する更新申請者に対して、感染症の影響により面会が困難で訪問調査が実施できない場合は、有効期間を延長するなど、臨時的な取扱いを可能としました。今後も感染症の状況に応じた取組みを継続していきます。

臨時的な取扱い 対象者	更新申請中であり、面会禁止や面会制限が取られている施設入所者又は対象者や家族が新型コロナウイルスを理由に面会を断る場合等
R1実績	臨時的取扱実施者 16人
R2実績	臨時的取扱実施者 432人
R3実績	臨時的取扱実施者 494人（8/31日現在）

(3) 介護保険給付事業

感染症まん延当初は、通所系サービスなどの利用者が施設等に出向いて提供される一部のサービスでは、利用控えが発生しました。

現在は、各事業所にて感染症対策が徹底されており、利用者にも浸透してきたことから、介護保険給付への影響は少なくなっています。

(4) 地域支援事業

構成市町村が地域の実情に応じて実施する地域支援事業のうち、介護予防教室や認知症サポーター養成講座など、住民が集合・参加して取り組む事業の実績が大きく減少しています。

引き続き、感染症拡大に配慮しながら、介護予防・重度化防止などの取組みを進め、高齢者が住み慣れた地域で自立した日常生活を営むことができるよう支援していきます。

(5) その他広域連合事業

介護事業所管理者向け人材育成支援講座や介護支援専門員のケアプラン点検など、従来対面で実施してきた取組みのうち、リモートや書面でも開催実施できるものは、実施方法を変更して事業を継続しています。